

# 地金ご売却取引についての同意書

- ❖ ご売却可能な地金について
  - 井島貴金属精錬(株)が指定する基準に則りお買取りさせていただきます。尚、基準は変更する場合がございます。
  - 重量不足の場合には、刻印重量ではなく計量重量を優先いたします。
  - 品物によっては外観検査とは別の方法で品位検査をする場合がございます。買取対象外と判断した場合には、外観を損ねた状態で返却することもございます。
  - また、紛争やテロ、人権侵害、マネーロンダリング、不正取引、犯罪行為に關係する貴金属製品のお買取りはいたしません。
- ❖ お買取り価格について
  - 当社の買取価格は、井島貴金属精錬(株)が発表している価格に準じて発表しています。他社の価格とは異なります。他社製地金は、ブランド刻印・品位によって価格が異なる場合があります。相場変動により、一日の中でも価格を変更させていただきます。
- ❖ 小売価格と買取価格の差額について
  - 小売価格と買取価格の差額は市場の変化によって変動するため固定ではありません。
- ❖ 買取手数料について
  - 500g未満の地金をご売却の際には、地金品種別に1件ごと別途買取手数料をいただきます。

## 【金・プラチナ・パラジウムの場合】

1件当りの買取重量	500g以上	100～500g未満	50～100g未満	20～50g未満	20g未満
1件当りの買取手数料(一般)	不要	¥16,500	¥8,800	¥4,400	¥2,200
1件当りの買取手数料(業者)	不要	¥8,250	¥4,400	¥2,200	¥1,100

## 【銀の場合】

1件当りの買取重量	30kg以上	10kg～30kg未満	1kg～10kg未満	500～1kg未満	500g未満
1件当りの買取手数料(一般)	不要	¥22,000	¥8,800	¥4,400	¥3,300
1件当りの買取手数料(業者)	不要	¥11,000	¥4,400	¥2,200	¥1,650

- ❖ 御計算書について
  - お取引時に発行する「御計算書」には、ご売却氏名、ご売却年月日、ご売却金額、バーナンバーが記載されております。再発行はできませんので、大切に保管してください。
- ❖ ご売却代金のお支払いについて
  - ご売却金額により、お振込みのお支払い日をお伝えいたします。お支払い日の指定はできません。
- ❖ お取引成立後の取消しについて
  - 地金・コインは相場が変動する商品です。お取引成立後の取消しを承ることは一切できません。
- ❖ 振込手数料について
  - ご売却代金をお振込みの際の振込手数料は、お客様ご負担とさせていただきます。
- ❖ ご本人確認について
  - 井島貴金属精錬(株)では、「行政手続きにおける特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律」「消費税法」「所得税法」「古物営業法」「犯罪収益移転防止法」の規定に準じて、すべての売却取引の際に、ご本人確認情報と職業(事業内容)、売却目的の確認・記録を実施させていただきます。
- ❖ ご本人確認書類の種類について【個人のお客様】
  - ご売却者の本人確認書類(原本)が必要です。以下の中からいずれか1つ※写真付きに限る
    - 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、精神障害者保

険福祉手帳、療育手帳、特別永住者証明書

- 上記書類が取得できない場合は、以下の中からいずれか2つ以上
  - 国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、後期高齢者医療被保険者賞、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合員証、地方公務員共済組合員証、市立学校教職員共済加入者証、児童扶養手当証書、特別児童不要手当証書、母子健康手帳
- 代理人取引の場合は、①ご売却者からの委任状②ご売却者の本人確認書類(写し可)③代理人の本人確認書類の3点が必要です。
- ❖ ご本人確認書類の種類について【法人のお客様】
  - ①法人確認書類②代表者の本人確認書類(原本)が必要です。法人確認書類は以下の3つ
    - 発行日から6ヵ月以内の登記事項証明書、又は、印鑑証明書
    - 法人番号の写し
    - 実質的支配者申告書(株主リスト)
  - 取引担当者が代表者でない場合は、③法人からの委任状④取引担当者の本人確認書類(原本)も必要になります。なお、国・地方公共団体・上場会社及びその子会社ではない場合、実質的支配者のお名前、ご住所、生年月日、ご売却社(法人)との関係を記録させていただきます。また、法人番号・変更履歴情報等確認サイト[国税庁サイト]において法人で無い方、本社移転を繰り返している法人の方は「消費税法・犯罪収益移転防止法」の規定に準じて法人としてお取引はできません。
- ❖ マイナンバー制度について
  - 「マイナンバー社会保険・税番号制度」の規定に基づき、1回の売却で200万円を超える場合は、支払調書作成事務の為に売却者の個人番号の確認・記録を実施させていただきます。代理人取引のお客様は「ご売却者の個人番号確認書類(写し可)」が必要です。なお、法人取引については個人番号は不要です。取得した個人番号は、支払調書作成事務以外の目的では利用いたしません。
- ❖ マイナンバーの確認書類について
  - 以下の中からいずれか1つ ※法人の場合は不要
    - 個人番号カード
    - 通知カード
    - マイナンバーが記載された住民票写し、住民票記載事項証明書

- ❖ お取引いただけないお客様について
  - 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び、犯罪収益移転防止法に定められているハイリスク取引に該当・関連するお客様とはお取引いただけません。
- ❖ 取得した個人情報の取り扱いについて
  - 取得した個人情報は、下記のため利用させていただきます。
    - ①地金・コインの売却に関する適正な管理運営の為
    - ②お客様とのご連絡、ご確認、お知らせなど、お取引の円滑な遂行の為
    - ③ご利用されたサービスに関するフォローの為
    - ④お取引代金の決済処理の為
    - ⑤ご利用されるサービス遂行の為

私は上記事項を確認し、同意しました

ご署名

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日